

税務ワンポイント（脱税のリスク・・・脱税は犯罪です）

つい先日、変な夢を見ました。見知らぬ小売店の店主と思われる人が突然、私に「実は、店の小物の一部を売上に入れないで、そのお金を個人名義の預金に貯めていたら3,300万円になってしまったのですがどうしたらいいでしょう？」と打ち明けられ、私は、「なんで、今まで言ってくれなかったんですか？」と涙ながらに訴えたところで目が覚め、（どうも、私が担当の関与先様らしい・・・）

気がついたら妙に変な汗をかいておりました。（職業病かもしれません・・・）
今回は、いわゆる脱税のリスクについて説明します。

脱税したことがバレると？

- 1 税務当局は徹底的に納税者とその関係者のお金の流れやモノの流れ、背景にある人間関係など（いわゆる、人・モノ・金）を調べます。もちろん、納税者本人から事情聴取を納得がいくまで行いますから業務に支障がでるほか、精神的にも相当の苦痛を伴います。
- 2 本来納めるべき税額のほかに、重加算税、延滞税、源泉所得税などが課されます。例えば売り上げをごまかしていた場合、その売上金と同じくらいの税金が課されるケースもあります。さらに脱税額が大きく社会的に影響が大きいと判断された場合には、裁判にかけられ更に罰金が科されることになります。
- 3 金銭面だけでなく、裁判によって懲役刑に処されることもあります。国税庁の発表では令和4年に摘発し、裁判にかけられた場合の有罪判決率は100%だったといわれています。また、懲役刑は最大10年とされていますが、平均1年以上の懲役刑に処されているようです。
- 4 脱税が発覚すると、マスコミにも公表され、社会的にも信用を失います。

このように、脱税した場合のリスクは計り知れないものがあります。脱税は絶対にやめましょう。

一方、税理士には、税理士業務を行えるのは税理士だけという無償独占の特権が与えられていますが、これに対する重い義務が課されており、違反すると資格をはく奪されることもあります。

義務の中には自分の脱税はもちろんのこと、納税者からの脱税相談に応じたり指南することの禁止も法律で定められています。

当事務所では、常に関与先様の事業繁栄を願い、経営に関するアドバイスや融資相談、適正納税と節税（脱税ではありません。）指導といった活動をしています。皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので引き続きどうぞよろしくお願い致します。

ところで、最近自民党の派閥の政治資金パーティーの裏金問題が世の中を騒がせていますが、一部の市民団体から「裏金は脱税であり、議員の所得として課税すべきである。」として告発されているようです。今後どういう判断がされるか見守るしかありませんが、誰も襟を正して行動していきたいものですね。

ご不明な点や「もっと詳しく知りたい」などございましたらお気軽にお尋ねください。



<文責：蜂矢>